

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病11月号

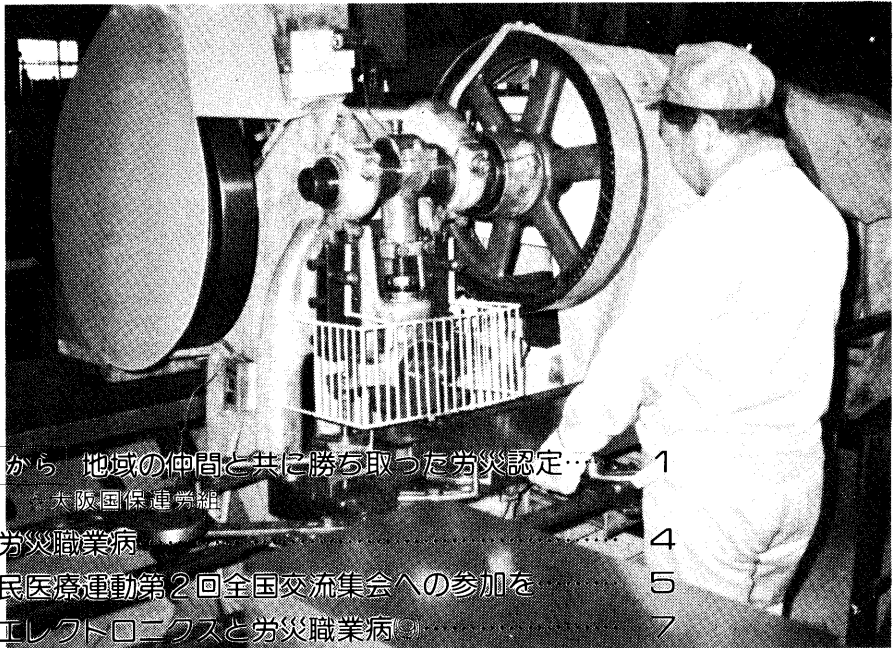
(通巻第115号)

関西労働者安全センター 1983.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

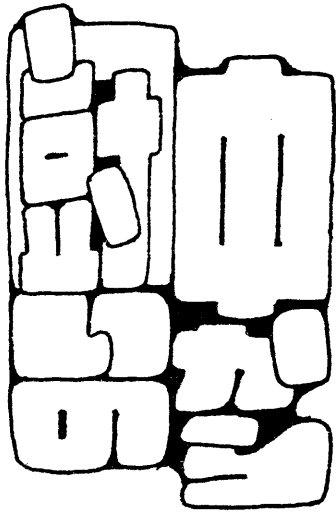
☎06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 闘いの中から 地域の仲間と共に勝ち取った労災認定…… 1
大阪国保連労組
- 目でみる労災職業病…………… 4
- 労働者住民医療運動第2回全国交流集会への参加を…………… 5
- マイクロエレクトロニクスと労災職業病…………… 7
- 前線から(ニュース)…………… 10
- 三池大災害20周年にあたって…………… 19
- うちの組合…………… 21

☆全金佐藤金庫支部



地域の仲間と共に 勝ちとった 労災認定

・故中谷弘労災認定闘争勝利報告・

大阪府国民健康保険団体連合会職員労働組合

はじめる

私たちは、故中谷弘労災認定闘争に取組んで、一年余が経過しました九月二十七日、第十六回労基署交渉におきまして認定を勝ち取ることができました。

この闘争の間、関西労働者安全センター、総評東地協の献身的、かつ、力強い支援を賜りましたことに心より御礼申し上げますとともに、紙面を借りまして闘争の経過を報告致します。

職場で倒れてから
労災申請をするまで

私たちの職場は、国民健康保険法に基づいて設立された公法人の組織で、府下市町村から委託を受け、病

院、医院等から請求のある治療費請求のチェック、及び、適正な支払いを行っている事業所であります。故中谷元組合員の業務は、歯科部門に関するレセプト（請求明細書）の審査及び再審査業務を担当する主査（当時）で、八二年七月三〇日、午前十一時頃、保険者（市町村等）からの電話照会のことので、データ調査のために立ち上がったが、「立ち暗みする」といって椅子に座り込んだまま、しばらくして国立大阪病院に運ばれ、「脳幹出血」と診断されました。

私たちは、この報を受けて、労働災害ではないかと直感し、専門的知識をもっておられる安全センターに相談し、まず、学習会をもち、覆本事務局長から、脳卒中に関する一般的知識、及び、脳卒中に関する労災認定闘争の経験等の講義を受け、同事務局長の指導のもとに、倒れた時の状況、業務内容、家庭での状況、健康状態等々を、職場の同僚、夫人

及び、外部の業務関係者から、細大
もらさず、五か月間に及ぶ調査をや
り切る中で、乙、業務管理課の歯科
部門担当主査として、業務内容が極
めて心疲労が激しく精神的ストレス
が大きなものであること。② 歯科
部門の総シフト数、及び、直接担
当していた再審査申出件数が、年々
大幅な増加傾向にあった。しかも、
拒当者が一人であり、労働負荷が大
きかったこと。③ 八二年に入って
からの業務量で、三月と七月に大き
な山があり、この両月と符合するよ
うに体調の悪化を訴えていること。
④ 倒れる直前の状況として、夏休
休暇をとり、日程が少なく、しかも
通常より多い業務量のため、これを
消化するのに極めて濃い密度で業務
をしたことで疲労が大きかった。以
上、凸点の主な理由で労働災害と判
断し、同年十二月十四日中央労働基
準監督署に療養補償給付の請求を行
いました。

調査後、決意も新たに

弔合戦

五か月間の調査活動でまとめられ
た自己意見書とともに、療養補償給
付の請求書を労基署に提出して、
一息ついたのも束の間、本年一月一
日午前八時二〇分、療養のかいなく
急性心不全でなくなりました。私た
ちは悲しみにくれる間もなく、急ぎ
、一月二十一日遺族年金補償給付に
切換え、労基署に請求書を提出しま
した。

一家の大黒柱を失った遺族（夫人
、長男十才、次男七才、長女一才）
のことを考えますと、労働組合の責
務として、せめて経済的基盤を確立
させるため、なんとしても労災認定
を勝ち取らなければならぬと固く
決意し、「弔合戦」と位置付け、新
たな闘いにスタートしました。

一方、労基署は私たちが提出した

自己意見書に対し、連合会当局から
資料を求めたり、故中谷夫人、職場
の管理者、同僚等に事情聴取する作
業を行ない、私たちと実質的な交渉
に入ったのが、三月一日で、この交
渉では、「局医に判断を求める前に
労働組合と協議する」とのルール確
立を行い、署の先行する判断にまず
歯止めをかけました。その後、労基
署は、連合会当局に補足資料の提出
を求めたり、職場の立入り調査を行
いました。こうした動きの後、私た
ちは、必ず署交渉をもち、確認と見
解を求めていましたが、遅々として
進まない労基署の作業に抗議も含め、
五月二五日の第六回交渉に、二三名
の交渉団を構成し、「年々件数が増
え、再審査件数も、八二年三月、七
月の両月に山があったことは負担が
大きかった」と、私たちが主張して
いることを認めさせ、交渉が一気に
自前に展開、労働災害であることに
一層の確信を深めました。

労基署への反論

そして取組みの強化

しかし、労基署は、六月に入ってから局医に判断を求めたとして「医学的に業務上災害とするには疑問がある」と言い出し、行政サイドの責任逃れをしてきました。

私たちは、すかさず、七月六日には、二五名の交渉団を構成し、番長と第九回交渉をもち、署から指摘があった「自己管理不足」「卒中を起すほどの業務量でなかった」ことに激しく反論を加え、「白紙にもどして検討」を約束させました。さらに、取組みを強化し、総評東地協の再度の支援決議を受け、「組合まわり」で東区内各団体から、また、私たちの全国組織からのをあわせ、二百六十余通の支援団体署名を八月一日に、再審査関係の資料を八月四日に、組合員等からの申立書三通を八月一日、

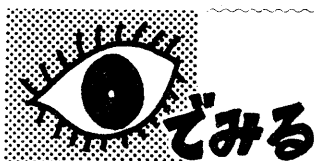
同十九日に、医学的に反論する立場から、新井医師（松浦診療所）、金万医師（堺市民病院）の意見書を、それぞれ労基署に提出して、一気に認定へ向け押し上げを図りました。加えて、八月三十一日には、六四名の動員を図り、とどめの交渉を行い前述したように、九月二十七日、第十六回交渉において認定を勝ち取りました。

おわりに

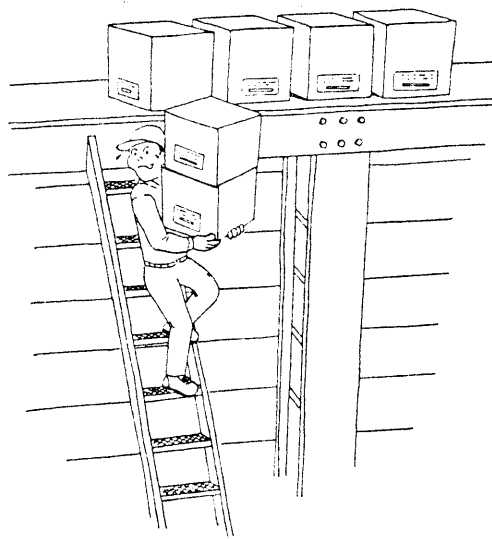
精神的ストレスと業務との因果関係の立証が難しいとされる、この闘いに勝利できたことは、倒れた直後に、知識と経験をもっておられる関西労働者安全センターに相談し、適切な指導を仰いだこと、そして、地域の仲間である総評東地協の力強い支援を得たこと、さらには、弔合戦と位置付け、故人、遺族のために、

なにがなんでも認定を勝ち取るんだという、私たち労組の団結とが一体となったことだと確信しています。最後に、あらためてこの闘争に御支援、御指導を賜りました皆様に御礼申し上げます、私たちの故中谷弘労災認定闘争の勝利報告といたします。





労災職業病



「KYT」この言葉を知っている人もいるでしょう。危険予知訓練とって、図のような様々なシートを見て、どこに危険がひそんでいて、どのように対策をたてればよいかを考える方法で、日常的に危険をすばやく察知し、事故を防止する能力を身につける訓練のことです。ほとんどの大企業で行われており、QCやZDなどと並んで労働者の自主活動

の一つとなっているものです。図を見れば、重い荷物をもっているからそれだけでバランスをくずし転落する恐れがあります。しかも、二つも持つことにより顔が隠れて段が見えないのですから、足をふみはずすとも考えられます。

ここまでは誰でもすぐわかることです。問題はこうした危険を防ぐためにどうすればよいかということ

す。模範解答は、「踊り場からは後向きで階段に移り、その後、荷を一つ持って一段ずつゆっくり降りる」となっています。皆さんはこの模範解答通りになりましたか？こうした解答が出るように何回もくり返し訓練していくのです。しかも、集団で対策を考えていくので、一人でも対策通りにやらずに転落事故などを起こしたらそれこそ大変です。本人の不注意となってしまう、労災として申請することすら困難になってしまふという恐しい訓練です。よく言う、労災不注意論をうえつける最も有効な方法として「大好評」を博しているそうです。

私たちがまず考えなければならぬことは、労働者自身の不安全行動よりも、それを強いられる環境でしょう。図でいえば、重い荷物を高所に置いておくことこそ、問題にしなければならぬと思います。荷物を地上に置いておけば、少なくとも転落事故という危険は存在しないから

です。しかし、これを実現しようとするれば、企業と衝突することになります。KYTは、企業と対立することとはタブーとなっているから先の模範解答のようなのですが、労働

者が本当に安全問題に取り組みようとするならば、企業に対する要求を常に持つて臨むという姿勢が大切です。最近では、KYT運動は大企業で成功をおさめ、関連の中小企業にも広

がってきつつあります。こうした企業主導の安全運動と対決するために、日常の安全運動ではなく、安全闘争が必要とされます。

マイクローエレクトロニクスと

労災職業病

(その9)

ワードプロセッサ

導入との闘い

総評マイコン調査委員会の第二次報告書を前回紹介したが、その中で対応策として、当該の労働者自身が事前協議等の取り組みに参加し、中心になることの重要性について述べた。そうでなければ、組合として労使協定などを勝ち取っても、かえって労務管理の一層の強化になってしまふ。今回は、当該労働者が中心になって、ME合理化と闘っている例をあげてみたいと思う。

タイプストの労働態様は、ワードプロセッサの出現で大きく変化している。全石油スタンダードバキューム労組モービル本社支部では、この変化に対して早く闘いに取り組んでいる。その報告集「W.P. (ワー

ドプロセッサ) 導入に関する合理化反対闘争報告」(一九八三・七)にそって、その経過を追ってみる。

オイルショック以降、石油業界は、効率化合理化によって、利潤拡大に努めてきたが、八〇年代に入って製品値上げをしたものの、需要が伸びず低迷している。そうした情勢の中で、事務部門の合理化、省力化も他産業に比べても一歩先んじて行なわれている。モービル石油ではそのひとつとして、タイプストの合理化のために、ワードプロセッサが導入されている。

これに対し組合では、WP化構想が明らかになった翌月八一年八月に合理化対策委を設置し、独自の実態調査、問題点の分析を行っていた。

そして、会社のWP計画、OA機器導入について、変更がある場合、事前に話をすることを確認させた。そして、八二年九月に具体的内容が発表されるや、タイプの職場で話し合いを開始し、健康、職場状況、労働条件等について考えるようになった。次に、八二年十月十四日に四項目要求書を直属課長に提出し、更に、十一月十九日に九項目を提出している。

四項目要望書

- ① ケーブル室との仕切り壁は取り除かないこと。
 - ② 休憩室のスペース及び休憩時間を現状のまま維持すること。
 - ③ 従来タイプライターの数、配置は変えないこと。
 - ④ 職場で働く者を最優先させ、変更については事前の説明を要望する。
- 九項目要求
- ① 騒音測定器を備えること。
 - ② ケーブルの機械室のドアを出入りの時以外は閉めてもらうこと。

③ WPとタイプとの間に新たな仕切りをする事。

④ 吸音装置の設置。

⑥ テレビフィルターなど疲労防止になると思われるものは使わせること。

⑤ 定期的健康診断を受けさせること。

⑦ 休憩時間のとり方をWPにそって変えてもらいたい。(連続使用は作業者に負担がかかるので現在の休憩以外に時間を設ける)

⑧ キヤビネットとロッカーの位置を変えること。

⑨ 休憩場所の維持(休憩場所としてソファが人数分置いてある)

この内容を見ると、ブラウン管を見続ける目の不安などと共に、WP導入によって職場のスペースが狭くなり、騒音や空気のごれというような今までの事務職場にはなかった職場環境の悪化が労働者に影響を及ぼしていることを示している。これは、他のOA機器を導入している職

場にも共通する問題といえよう。

重要な当該労働者

自身のとりくみ

WPを使用した時の各人の症状として次のようなものが掲げられている。

- ・ 目が疲れる、痛い、充血する、シヨボシヨボする。
- ・ 涙目になる。WPを使った翌朝涙が出てしばらく止まらなかった。
- ・ 白い壁がピンクに見えたことがある。
- ・ コンタクトレンズが使えない。
- ・ 電車内で本を読むのがいやになった。
- ・ 頭が痛い。
- ・ 肩がこる、腕・指が疲れる、痛い。
- ・ 一日中耳なりがする、耳が痛い。
- ・ 室内全体がザワザワして落ちつかない。

タイプスト間で、昼休みに話し合いを続けていくなかで「要望書」を作り、上司との話し合いも行われた。しかし、その後は、「言ってもしょうがない」という意見が出たりして、あまり活発なものではなくなっているが、月一回程度の話し合いの場が今も持たれ続けているという。

この報告の総括の項に、ワープロ作業について肌身で感じることで、以下のように述べられている。

「ワープロ従事者各人が自由にコントロールしうる有益な機能としての、いわば自らの労働や創造意欲に従属させることが可能な手段としてのワープロではなく、全く逆に、ワープロが持つ効率のよさそのもののゆえに、それに使いこなされる非人間的な実態の拡がりがある。一〇A機器の導入によって拡がる「非人間的な実態」への抵抗は、その職場での執拗な取り組みを絶えず行い続けることがどうしても必要となり、この闘いの例はそれを示しているといえよう。

年末カンパのお願い

各位におかれましては、年末闘争その他諸とりくみにお忙しいことと存じます。また日頃からの当安全センターへの御指導、御鞭撻に対し心よりお礼申し上げます。

安全センターは、結成以来今年で10周年を迎え、去る9月30日には記念祝賀会を開催し、新たなる10年に向けての決意を固めたところです。また今年度は、大阪市職や摂津市職等自治労関係での闘いも進み、市職民生局支部では1500名近くの保母労働者の自主健診がとりくまれるまでに発展しています。しかし、長年懸案となっている財政確立については、今年度も機関誌拡大運動等を行ない努力はしておりますが、闘争のための諸経費の増大に未だ追いついていないのが現状です。

新たな10年に向け、より運動を発展させるためにも財政の健全化は急務であり、役員一同努力することを決意しておりますが、当面は各位の御協力に頼らざるをえない状況であり、ここに83年度年末カンパへの御協力を強くお願いする次第であります。

針灸治療制限闘争

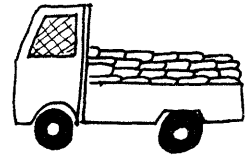
全港湾米運分会

大阪府・食糧庁

と交渉

全港湾米運分会は八月の定期総会で、秋・年末闘争の重点課題として針きゅう治療制限反対闘争に取り組むことを決定し、米穀流通に関係する官庁との交渉を開始した。これらの交渉には、同分会の提起を受けて全港湾関西地本としても取り組んでいる。

10.29 大阪府交渉



十月二十九日、全港湾関西地本大阪支部米運分会の代表は、大阪府労働部、農林部との交渉を行った。交渉団は米運労働の実態を知らせるための八ミリ映画を見せ、米運労働者にとって、針きゅう治療は欠かせないものであり、今回の治療制限からは除外するよう労働省に申請せよと申し入れた。府は、実態については充

分わかったので、上司と相談の上、労働省に上申することを考えたいと回答した。

11.1 食糧庁と交渉

十一月一日、大阪食糧事務所の所長との交渉を行った。府と同主旨の申し入れを行い、回答を迫った。所長は、全国的な問題なので、よく実態を調査し、農林省に上申したいと述べ、大阪事務所長としての見解も出したいと積極的に回答した。

全港湾としては、今回の交渉をふまえて、全港湾中央本部として農林省、労働省と対応していくことになっている。

合本 関西労災職業病

一五〇号・五〇一―百号
全二巻

一五〇〇円

労働者住民医療運動

第2回

全国交流集会 への参加を

全国各地で、労働者や地域住民の命と健康を守るために日夜休みなく医療活動が続けておられる医療従事者や学生の皆さんに、労働者住民医療運動第二回全国交流集会への参加を呼びかけます。

今、政府・自民党・財界は一体となつて、健康保険法の根幹をゆるがす大改悪を強行しようとしています。

一九二六年健康保険法が労働者の不満を抑圧するための懐柔政策として初めて導入されて以来、医療は資本主義体制を維持安定化するための社会保障政策の要として重要な役割を果たしてきました。しかし今回の改悪案では、被用者保険本人への二割自己負担の導入や入院給食材料費の患者負担等の一連の自己負担増の導入を始めとして、徹底して国民に犠牲を強要する内容となっています。しかも厚生官僚は、自由診療枠を拡大し、アメリカ型の徹底した資本主義医療―すなわち金持ちには高度の医療を、貧乏人には劣悪な医療を

―への方向転換することを公言してはばからないという過去に例をみない程の反動化が進行しています。

また労働行政においても、昨年の針きゅう治療制限から一〇〇〇名をこえる大量の被災者が補償を打ち切られ、更に今後は労働基準法の抜本的改悪が目論まれるなど反動化は一層進行しています。

しかし一方、この反動化攻撃に反対する労働者住民や医療従事者の闘いは、まだまだ弱体です。労働者住民医療連絡会議に結集する私達は、発足以来のこの一年、労働行政の反動化に対し労働団体と協力して闘いを展開し、不十分なながらも一定の成果をあげることができました。個々の医療機関としては微力ながらも、全国的に結集をはかることにより、お互いが励ましあい勇気づけられて闘いを進めることができたことが何よりも大きな成果でした。厚生行政の反動化に対する闘いは、より広範な労働者や住民、医療

従事者の結集が必要ですが、今緊急に必要とされているのは、政府・自民党の改悪攻撃の本質を見極め、正しい反対運動の路線を定めることではないかと私達は考えています。そのため今回の交流集会では、「現在の医療政策の動向と我々の任務」をテーマとした問題提起を行い、参加の方々からの意見や批判を求めたいと考えています。そしてこの意見を集約し、各地の反対運動や労働団体等への働きかけを強力に推し進めていくことを計画しています。

更に今回の集会では、各地での地域医療の実践について報告を受けたと思います。とりわけ、農村地域と都市部では地域医療のとりくみの方法にかなり根本的な差があります。が、しかしめざすところは共通しています。そこで、農村部・新潟県南魚沼郡大和町で極めて活発に農民の命と健康を守る医療活動を展開されている、町立ゆきぐに大和総合病院院長黒岩卓夫氏に報告をお願いして

います。また私達の仲間からは、尼崎で都市住民の命と健康を守る活動を長年地道に続けている阪神医療生協から石丸修氏の報告を受けることになっていきます。

再度、全国の仲間のみなさんに、集会への参加を心から呼びかけます。この未曾有の医療危機に抗し共に闘いましょう。

11月 19日 (土)

午後5時～7時 労働者住民医療機関連絡会議

第2回総会

(大阪部落解放センター 4階第二研究室)

午後8時～ 部署別交流会

医師、看護婦——部落解放センター

針きゅう師、事務担当者——松浦診療所

11月 20日 (日) 午前9時～午後3時

労働者住民医療運動 第2回全国交流集会

◎報告 労住医連一年間の活動

現在の医療政策の動向と我々の任務

◎講演 「農村部での地域医療の実践から」

黒岩 卓夫

(大和町立ゆきぐに大和総合病院院長)

「都市部における住民医療運動」

石丸 修 (阪神医療生活共同組合医師)

連絡先/労働者住民医療機関連絡会議事務局

TEL. (06) 574-8010 (松浦診療所内)

前線かろ

大 阪

市職民生局自主健診

受診申し込み
既に1000名をこえる

十一月五日、港区弁天町の松浦診療所において、大阪市職民生局支部保母の頸肩腕、腰痛健診

十一月五日、その後、急ピッチで体制作りが進み、十一月四日の健診実行委における第一次集約

極めて高いことを示している。一方、健診団（団長・松浦良和医師）も、十一月

の段階で、既に最終目標の千名を超え、順調に組織化が進めば、受診者数は、千二百〜千三百名が達成できる見通しがでてきている。これは全保母の七〜八割の水準に当たるもので、今回の自主健診に対する関心が期している。

実施にあたっての健診団の結成会議が行なわれ、医師など約四〇名が出席した。十三日から開始される健診にむけて、現在、健診側及び組合側の双方の努力が続けられているが、民生局支部は十月二〇日の大会にて、健診実施を最終確認し

「敦賀原発へ行ってから一週間か十日ぐらいたったころ右ヒザの内側が赤くなり、小さな水ぶくれができていたのを見ました。」

十一月二日に大阪高裁で開かれた、岩佐訴訟控訴審第十一回法廷で、原発作業後の症状の経過を裏づける貴重な証言が行なわれた。

この日の証人は、原告岩佐さんの直接雇用主の海南土木社長で、当時の岩佐さんの様子を最もよく知っている第三者である。尋問では最初に症状を見た後「医者に行ってみたら」とすすめたこと、一年後に皮フの色は更に大きくなっていて二年後の阪大受診当時は更に拡大していたことなどが証言された。

大 阪

「作業後一週間の発赤」

放射線皮膚炎を裏付ける証言

岩佐訴訟控訴審才11回法廷

原告敗訴となった地裁判決では、作業後阪大病院受診までの症状の経過が不明であるとして「放射線皮膚炎」を否定しており、この

証言はそれをくつ返す意味をもってゐる。今後の法廷は、被告日本原電の申請した再々鑑定が行なわれる一方、前回から予定されてい



東京

マンガン中毒新認定基準

被災者が産衛学会と交渉

めぐって

十月三十一日、東京でマンガン中毒の被災者等は、産衛学会理事との会談を行った。今年一月、労働省はマンガン中毒の認定基準を改正したが、内容は全く実態を無視したものであり、関西の研究者・被災者団体は労働省に要請書を出す一方、産衛学会に対しても、認定基準作成にあたっての

会からは、石川、三浦の理事が出席した。会談は、まず、白木、宮路、安田氏のマンガン中毒被災者の訴えを聞くところから始まった。三人は、それぞれ病状や、作業の実態等について話し、労災認定基準が、職場や被災者の実態に全く合っていないことを強く訴えた。続いて、今回の認定基準に関する問題についての話に移り、松浦医師等が問題点を指摘した。とりわけ問題となった点は、認定基準として、暴露濃度が五PPM以上と定められたこと。これは、産衛学会の許容濃度委員会の勧告基準をそのまま取り入れたもので、しかも、同委員会は、勧告した濃度基準を労災の認定要件にしてはならないとしているにもかかわらず、労働省が無視してとり入れた点に關して、両理事は、許容濃度委員会にはかり、学会としても何らかの見解を出すことを約束した。

京都



障害11級で400万の判決

〓京都地裁〓

去る九月二八日、京都地裁で森路裁判の判決が出された。企業の労災責任は明確に認められたが、損害額については不十分だったため、控訴も検討したが、最終的には判決に従うことになった。

森路氏は、豊卸商の従業員として働いていたが、八〇年三月三十一日、倉庫の二階で、結束作業中ロープが切れ、一階に転落した。両足骨折で半年間入院し、後遺障害として十一級と認定された。事故に関して社長の責任を追及したが、全

く誠意がみられないため、八二月六月裁判にふみ切つ

た。

裁判は、書面のやりとりの他、森路氏本人や社長の証人尋問が行なわれたが、事故当時、作業場所が二階にあるにもかかわらず、手すりなどの安全防護策が全くなかったことなど、企業の過失責任は明白であった

ため、提訴から一年半で判決が下された。

損害額は総額一七〇〇万円の請求に対して、四〇〇万円と判断されたが、これは、森路氏の再就職後の賃金が事故当時に比べ減少していないことが理由とされた。足が不自由でも残業を行なうなど必死に働いて賃金を得ているにもかかわらず、単に前後の賃金だけを比較して逸失利益を算定したことは不十分な点として残った。

吹田

吹田労災をなくす会

ポスターはり、ビラまきなど 相談活動受付の準備始まる

吹田市の労働者有志で作っている吹田労災なくす会では、相談受付など地域に根をはった運動をしていくための準備を進めている。同会は全金技研工業支部での職業病闘争の支援がそ

の出発となっていたが、職場での安全衛生顧問制度を勝ちとるなどの成果をえ、その後針きゅう治療制限反対の闘いや、いくつかの労災認定闘争に関わってきている。

具体的には、ポスターはり、ビラまきなどの情宣活動を強め、内部では学習会を通じて安全衛生に関する知識を身につけるなどの活動を行うことになっている。今後の活動の定着が注目される。とこである。

・保母の頸肩腕障害・

安倍野勞基署

「局医」の診断を執拗に要求

南大阪

地域合同望ノ門分会は、保母の田村氏の頸肩腕障害について、今年五月に阿部野勞基署に労災申請を行っていたが、九月に入り同署から、突然、局医の診断を受けてほしいとの要請があった。しかも、応じなかった場合は、受診命令を出すという権力的な対応に出してきた。

阿部野勞基署とは労災申請以来、数回交渉を行っていたが、担当係官が途中で変わるなど、引継ぎが十分なこともあったが、理由を明らかにせずに局医の診

断に応じろということは今までなかったことである。

十月十七日には、総評東南地区評の支援を得て交渉を行ったが、中川労災課長

は、業務と病気との因果関係が不明であるからと一般的理由をくり返すのみであった。しかも、鑑別診断のために、整形外科や精神科をも受けてもらうと、被災労働者の人権を全く無視した高圧的な姿勢に終止した。望ノ門保育園では、過去二人の頸肩腕障害の被災者が労災認定を受けており、健康診断でも保母の九割が、肩、腰に痛みを感じ、慢性疲労を訴えているのである。田村氏もその一人で典型的な頸肩腕障害であり、以前の保母の時は受診命令など一切なかったにもかかわらず、今回阿部野署が権力的な対応をしていることは、今までの労災認定をも疑っていることになり、決して許すことはできない。(詳細次号)

東大阪

オフコンパオレーター

頸肩腕障害で労災申請

・全金オーシマ支部・

十月二七日、全金オーシマ支部は組合員山西氏の頸肩腕障害の労災申請を天王寺勞基署に行なった。

りができたり、腕肩などに痛みを生じ、今年の二月には治療のため通院する状態になった。組合では早速安全センターと協力して原因調査を進め、山西氏の頸肩腕障害は、コンピュータ操作に起因する疾病であることが明白になったため、労災申請にふみ切ったものである。また、会社と交渉し、

大阪

ファイルド合宿 OB会開かれる 若手医師連合体結成の提案も

コンピュータ作業を軽減すること、作業イスなどの対策を実現させ、山西氏の症状も徐々に軽快している。

今、OA時代といわれ、中小企業にもオフィスコンピュータが導入されているが、それに従事するオペレ

ーターの頰肩腕障害などの職業病が問題になってきている。同支部は、山西氏の頰肩腕障害はその典型であ

るととらえ、是非とも認定をかちとらねばとはりきっている。

ファイルド合宿のOB会が約二〇名の参加で十月十五、十六日に大阪で行なわれた。

われたのが始まりであるが、その後、学生運動、医学生運動と労働運動の交流として広がり、昨年から、労働

職業病をメインにした全国的なとりくみとして発展するに至っている。すでにこのファイルドを経験した医学生、医師も多くを数えており、かねてより連絡の必要性がいわれていたものである。

ファイルド合宿は毎年夏期に医学生を中心にして集まり、一定期間に労働組合も訪問するという形で行なわれ、今年で十回目を数えた。

松浦診療所設立の準備過程で南大阪の労災多発現場の見学ということで行な

安全センターとしても、この若手グループの運動を今後支援していく必要があるといえる。

場の見学ということで行な

である。



南大阪

南大阪地区評が

健保法改悪問題で学習会

十月十三日、健保法改悪阻止に向けた学習会が南海労組会館において、南大阪地区評主催で行なわれた。講師に松浦診療所の田村氏を迎え、補助イヌを出す程の盛況であった。

厚生省は八月二五日、五九年度予算要求として補助費六二〇〇億円を抑制するため、医療保険制度「改正」と称して、①被用者保険の本人給付十割から八割へ引き下げ ②入院時の給食材料費として一日当り六〇〇円患者負担 ③保険適用除外ビタミン剤、総合感冒剤

健胃剤、パップ剤 ④退職者医療制度 ⑤高額医療費の自己負担限度額五四〇〇円に引き上げ がもりこまれている。この改悪で生

活の圧迫は必至であり、生命保険会社やサラ金を含む金融機関を喜ばせるのみである。

なお、松浦診療所は健保問題の学習会を組織するため講師派遣にはできるだけ応じていくことにしており、労組のとりくみが望まれる。

数は、五一九名（一回平均四三名）で、そのうち修了者は二七名（九回以上の参加者）であった。参加団体として全港湾、全金、全国一般、全石油、労金など民間労組をはじめ、市従、市職など官公労からの参加もあつた。

この第三期においては、官公労、中でもはじめて参加した大阪市従より六名の修了者を出したことは大きな成果であつた。安全センターもこの間、官公労での取り組みを強化しており、非常によるこばしい現象である。

合理化攻撃がますます強まる情勢の中で、ややもすると見落ししかねない安全、労災・職業病問題を「一人ひとりの生命と健康を守る」という立場を忘れず、これ

大 阪

オ三期労災職業病闘争講座

終了す

参加人数五九名、修了者二七名

六月二十二日よりスタートした第三期労災職業病講座は、前期―医療編、後期―運動編と五か月間にわたって開催してきたが、去る十月二六日の修了式をもって全課程を終えた。今回の講座参加者延べ八

からも本講座を通して、よ 重要性を訴えていく決意で
り多くの地域に労働闘争の ある。

堀内達三氏追悼写真集

友を得て

植田マンガン被災者の闘い

裁判は七年もの長きにわたりました。しかし、植田マンガンの闘いは、裁判がその始まりではなく、58年(昭33)の森川松太郎さんの被災と森川さん夫妻だけの闘いから始まったのです。実に25年にも及ぶ闘いが続けられているのです。他の被災者も同様に、堀内さんもまた、マンガン中毒であることも知らされず、いやがらせを受けながら、ただ一人で、苦痛と闘わねばならなかったのです。そのような長い苦悩の時期を経て、怒りの中から、二度とこのような労災職業病を出さしてはならない、労働者すべてのために我々がやらねばと、仲間とともに闘いに立ちあがられたのです。

あしがきより

編集発行 植田マンガン労災訴訟を支援する会
事務局：大東市御領1丁目1-18
木野茂方 電話 0720(71)2271

頒価 1500円

安全センターでも取り扱います。

・パンフレット・

いのちの算術

すべては安上り原発のために

諸君には防護経費をたっぷりかけとるのでひとつ有事の際にはとことん被曝をするように……

言うことがハテなわりに、することがせい

昔はこんなタスキしなくても、健診や測定してくれたんですよねえ



こんなことにならないように……

B5版26ページ
頒価三〇〇円(〒三〇円、送料別) (郵送料別)
発行…岩佐訴訟を支援する会

放射線被曝線量基準の大幅緩和に反対しよう、

十月の新聞記事から

十・一三 横浜港で船内作業中の労働者が船倉に落下し即死

十・二六

大阪で西淀川公害患者が千人のマンモス原告団を結成し、第二次提訴にふみきる

十・一五 沖縄県南端沖で貨物船と漁船が衝突して一名死亡

名神高速道の伏見でタンクローリーなど五台が玉突き衝突

十・一六 広島、長崎の被爆者を追跡研究していた放射線の山本博士らは、高い肺ガン発生率があることを報告

十・二七

静岡県で六価クロムをたれ流し警告を無視した業者が逮捕された

十・一七 大阪で公害病の中一少女がぜんそく発作で死亡

十・二八

プライバシーの侵害として反対が強まっている「精神衛生実態調査」について、厚生省は患者・家族の同意を求めると調査方法の大幅変更を決めた

三井建設が大阪市内の木津川に強アルカリ汚水を一年にわたりたれ流していたことが判明

十・二九

京都でステロイド剤の副作用で顔がただれたとして女性が医師を裁判に訴えた

十・二〇 大阪市で倉庫火事があり、猛毒の殺虫剤スミチオンの異臭と白煙が周辺にたちこめた

十・三〇

環境庁にある公害補償不服審査会は等級を切り下げられた名古屋のゼンソク患者の処分は妥当でないと判断

十・二一 松山市でガスもれ調査中の作業員ら三人が一酸化炭素中毒で倒れ、一人が死亡した

十・三一

英の核再処理工場付近で子供も発ガンが異常に高いことが報道される

十・二四 原発の被ばく線量基準緩和反対で日本原水禁などが署名運動を開始

三井三池大災害 20 周年にあたって

十一月 九日は、三井三池大災害から二十周年にあたります。二十年前の一九六三年十一月 九日、三井鉱山三池鉱業所三川鉱での炭じん爆発により、四五八人の尊い生命が奪われ、八三九人の一酸化炭素中毒患者を出した戦後最大の炭鉱事故でした。

六〇年「三池と安保」の大闘争の後の徹底した石炭合理化の中で、最小限の保安原則をも無視した結果起った企業殺人でした。

現在患者は、重症患者で治療中が七四人、死亡十人で、しびれ、ケイレンなどの他、脳障害をおこし、記憶喪失などの障害に苦しんでいます。また、六六年には、労災法上の「治ゆ」であるとして、七三九人に対して補償が打切られています。組合と遺族は、炭じん爆発は人災だとして裁判を提訴する一方、会社と交渉して「CO協定」を定め、三年ごとの改定闘争を闘い続けています。また、十一月九日には、現地で三池大災害二十周年抗議集会が開かれる予定になっています。

今まで安全センターとしては不十分な関わりしかできていませんが、労災職業病闘争を闘う者として、原点となる三池大災害を決して忘れてはならないと肝に命じています。以下は、大災害により生ける屍となり、病床より三井を告発しつづけた故宮島重信さんの葬式で読み上げられた弔詞です。三池からの報告第三集より転載させていただきます。

高 惊 竜 生 (詩人・停年退職者)

宮嶋さん

あえかに燃えつづいていた

あなたの命のともしびれはついに消えた
いや

あなたははつきりと殺されたのです

合理化の重石を背負わされ

「オレヲコロスナ」

「なかまを返せ」

と絶叫しつづけながら

三井鉱山になぶり殺しされたのです。

でも

あなたは

死ぬにも死に切れず

悶え苦しみながら生きている

わたしたちの心の中に生きているのです

ミイラのように腐りかけた

化け物の目をカッと見開き

三井の虐殺鬼をにらみつけているのです

骨のとび出した

おのがむくろを血膿につつま

亀の甲羅と硬ばった皮の破れ目から

とめどなき怨念の血を噴き出しながら

生きているのです

ただ生きて

屍さらすにはあらし

保安サボてふ

あかしく生きる

そうです

ものいわぬあなたは十年二カ月

会社の保安サボと責任追及を叫びつづけ

いま

裁きの庭で証人台に立っているのです

宮嶋さん

あなたは植物人間にされ

生ま殺しの拷問にかけられながら

無念の歯をくいしばり

地獄のなかで生きつづけ

COの闘いの先頭に赤旗を力強くうち振る

あなたの姿が

いま

ありありと見えてくるのです

三池炭鉱の歴史が

人殺しの歴史であることをあばくため

なかまとともにスクラムを組んでいるので
す

あなたは輝かしい

「みいけ」の職場分会長です。

その赤旗に

あなたの血潮がかぎりなく音を立ててたぎ
っている

宮嶋さん

ここには

おとうさん おかあさんも

きょうだいも

なかまも

全国のなかまたちもいっばいいます

あなたの元気な声を聞こうとして

集まっているのです

宮嶋さん

いま あなたのはらわたをしげるたしかな

声が

はつきり聞えて来ます

三池労組万才

三池主婦会万才

全国のなかまたち万才と

だんだん

あなたの声は遠くへかすれて行く

立ちこむるガスのなかで

キャップランプのあかりがかすんで行く

どこからか すすり泣きの声に興り

おしよせるうしおのように

「石炭（スミ）掘る仲間」の歌声が近づい
てくる

宮嶋さアーン

宮嶋さアーン

一九七四年一月十三日

故宮嶋重信組合葬の際に

捧げられた詩

組合の功

全金佐藤金庫支部

(大阪市 港区)

佐藤金庫支部ではスチール事務用家具の製造をしており、我が支部は組合結成以来約十年になります。昭和二八年に丸善傘下となるまでは製造販売をしていましたが、二八年以後、佐藤の製品を丸善に納めるだけになり、一層丸善がもうかるようた

仕組みになり今日に至っています。

名ばかりのボーナス

そして組合結成

組合を結成するまでの間は、四月の賃上げ、ボーナスとは名ばかりで、各部署の職長が労働者代表として会社と交渉をするという形だけでした。そのつど会社はもうけていないからということでは仕事をどんどんやり、来年はそれ以上に上げてもらおうと職長の言葉を我々も信用して仕事に励んだのですが、いつまでたっても我々の生活は向上するわけではなく、かえって年々苦しさが増すばかりでした。そういうなかで、一九七四年十一月に九名の仲間が組合を結成し、全国金属に加盟して年末一時金闘争に入ったのです。結成当時、労働者は約五十数名働いていましたが、組織ができた日、地域の多くの仲間が参加し、労働者の権利は労働者自ら

の手で闘い取らなければと指導があり、執行部の人たちが加盟用紙を持ってきました。そして約三分の二ほどが組合加入したのです。

地域でともに闘った

労仲組合運動

資本はこの団結という力の前に労働者の動揺をねらい、ロックアウトとも言うべき臨時休業という対抗策を出してきました。組合員宅には電報を打ち、非組合員に対しては電話にて説明をするという悪らつなやり方で切り崩しを計ってきましたが、地域の仲間と我支部執行部の力強い行動により、見事敵のねらいを粉碎してきました。年末一時金闘争も徹底的に資本を追及し、地労委の場で今後団交には社長を出席させる確約を取り、一時金を勝ち取り、一定の成果を治めて来ました。更に資本は、春闘で年末のまき返しを計ろうと、

親会社丸善資本から専務取締役が派遣され春闘前段から組織破壊攻撃を企だててきました。加藤専務、河村取締役は関経協と連絡を取り、春闘

対策の指導を受け、交渉中に経営者が姿をくらすという無責任な逃亡を計ってきたのです。その間当事の執行部は、連日連夜地域の仲間と共に会社役員の本宅に張付き、また役員の尾行と連日行動を展開してきました。そして会社に出社もしない経営者を追及するため、丸善大阪支店に抗議行動に行きました。そこで佐藤金庫経営者をつかまえ、会社まで

一緒につれてきて、組合員に謝罪することになったのです。その後の団交で賃上げと、十項目の要求も勝ち取る事が出来、それまで資本が我々の前で赤字であると言っていたウソは追及のなかで暴露されたのでした。また労務屋朝倉なる人物の指導のもとで組織破壊工作を計ったと暴露し、その後十年の歲月になります。丸善資本は労務担当という肩書で約五

名がそのつど我々の前に立ちほだかり、一層の搾取取奪をおしつけていますが、そのつど闘いを展開してきています。

我々は、組合結成以来今日までをかえりみて、やはり組織があるという事はプラスであると思いました。結成当時、経営者の逃亡等々の闘いのなか、動揺した組合員も少なくありませんでした。しかし、今日まで闘いを進めてこられたのは、やはり地域総体で闘いができたためであること痛感しています。

課題の多い安全衛生問題

我々としては、一定の権利の確保はできましたが、まだ特に安全衛生面での課題が多く残されています。

結成後約十年の間に労災事故もありました。昨年関西労働者安全センターに加盟し、労災職業病闘争講座に参加させてもらいました。我々は、

講座内容を支部内にあてはめ、一層の安全闘争と労災事故撲滅につとめなければならぬと考えているところです。しかし、どうしても仕事为中心となり、無理な作業になりがちです。今後更に安全衛生委員会にて討議をしていかなければならないと考えています。特に八三秋闘では労災一時金はもとより、安全面の対策に力を入れる事を確認しております。我々は無力ではありませんが、今後とも安全センターの運動に参加していく決意です。

我々労働者のため、安全センターのさらなる前進と発展を望むものです。多くの苦しんでいる仲間呼びかけて下さい。これからの労働運動は非常にむずかしくなり政治的課題が多くなってきました。今日の腐敗政治を倒すのは労働者の手にかかっていると確信しています。我々は初心にかえり、組合結成時を思い出し、さらなる前進のため頑張る決意です。

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合がありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

●郵便振替 大阪6-315742

●大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28